

IV. Q & A

[P R T R法・制度に関する一般的な事項]

Q 1. P R T R制度は、外国でも実施されているのですか？

A 1. P R T R制度は、1992年にブラジル・リオデジャネイロで開催された「地球サミット」(国連環境開発会議)で採択された行動計画「アジェンダ21」の中で取り上げられた後、1996年、O E C D(経済協力開発機構)からその加盟国に対し、導入するよう勧告が行われたものです。既に、アメリカ、カナダ、オランダ、イギリス等の主要諸外国で法制化されています。

Q 2. M S D S制度とは何ですか？

A 2. M S D S (Material Safety Data Sheet)とは、化学物質等の性状、取扱上の注意等についての情報を記載したデータシートのことです。P R T R法では、諸外国での法制化の状況も踏まえて、政令で指定した化学物質等を取扱う事業者に対し、事業者間の取引を行う時にM S D Sの提供を義務づけています。S Sにおいても、既に仕入れ時に卸売業者からデータシートの提供を受け、ガソリン等に含まれる化学物質の適切な管理に努めています。

Q 3. P R T R法では罰則規定があるのですか？

A 3. 第一種指定化学物質等取扱事業者が、排出量などの届出を行わなかったり、虚偽の届出を行った場合に罰則が適用されます。(いずれも20万円以下の過料)

[対象物質・対象製品に関する事項]

Q 4. 燃料油中の対象化学物質含有率について、M S D Sの数値を採用していないのは何故ですか？

A 4. 油槽所・S S段階でのP R T Rについては、S Sでの届出手続きを簡便かつ遺漏のないようにするため、業界平均値の含有率でもって一律の排出係数を算定、それを採用することにしております。現時点(01年1月)で流通段階に提供されているM S D S(燃料油中の対象化学物質含有率)については、P R T Rとの整合性を図る観点から、今後、業界平均値を採用していく予定です。

このため、本マニュアルでは01年12月時点で新たに調査した業界平均値の含有率を採用しました。

Q 5. 対象物質を含む対象製品を輸送している際の排出量等の取扱いは？

A 5. 事業所外での活動に伴う排出・移動は対象とはなりません。例えば、タンクローリーで石油製品を輸送している時、灯油ミニローリーで消費者の灯油タンク(ポリ容器等)に給油する時などの排出量・移動量は届け出る必要はありません。同分野における排出量等の推計は国が行うこと

となっています。

Q 6. 自動車用潤滑油、廃油は対象製品とならないのですか？

A 6. 自動車用潤滑油については、対象化学物質の「モリブデン」(NO. 346)、「ほう素」(NO. 304)が微量含有されていることが確認されていますが、いずれも1WT%未満となっていますので、自動車用潤滑油は届出の必要はありません。同様に、自動車用潤滑油ベースの廃油も対象外として取り扱ってください。

Q 7. 洗車機で使用する洗剤等は対象製品とならないのですか？

A 7. 洗車機で使用する洗剤等の界面活性剤には、対象化学物質の「ポリオキシエチレンアルキルエーテル」(NO. 307)が含有されていますが、いずれも微量で規定量に満たないレベルなので届出の必要はありません。
参考 「ポリオキシ～」：1SS当たり平均58ドン／年、以下同様)

Q 8. ワックスは対象製品とならないのですか？

A 8. ワックスには、対象化学物質の「直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム」(NO. 24)と「エチレングリコール」(NO. 43)が含有されていますが、いずれも微量で規定量に満たないレベルなので届出の必要はありません。
参考 「直鎖アルキル～」：104ドン／年、「エチレン～」：52ドン／年)

Q 9. 不凍液は対象製品とならないのですか？

A 9. 不凍液の主成分は「エチレングリコール」で、PRTRの対象物質ですが、充填作業等において大気への排出は無いと考えられます。しかし、廃液の処理に伴う移動に関し、取扱量が事業所当たり1t以上になる場合は届出が必要です。

(参考) 廃液を処理委託し、ラジエーター内の残存液を水洗いせず新液を充填した場合の計算事例（不凍液を1,000L 購入した場合）は次の通りです。

$$\begin{aligned} \text{エチレングリコールの取扱量 (A)} &= 1,000\text{L} \text{ (不凍液購入量)} \times 0.9 \text{ (エチレングリコール含有率)} \times 1.1 \text{ (同密度)} \\ &= 990 \text{ kg} \end{aligned}$$

(注) 密度、含有率はMSDSで確認してください。

詳細事例は、日本オートケミカル工業会作成の「給油所・整備工場への排出・移動に関する算出方法対応指導マニュアル」を参照してください。

Q10. ウオッシャー液は対象とならないのですか？

A10. ウオッシャー液の主成分は「メタノール」で、PRTRの対象物質外です。ただし、地方自治体条例で有害物質の報告が義務づけられている場合がありますので各地方自治体に確認してください。因みに東京都の環境保全条例では、メタノールの取扱量100ドン以上(ウォッシャー液換算、概ね年間購入量220ドン以上)であれば、東京都条例適応となります。

※ 対象物質及び対象製品については、P R T R法とは別に、地方自治体条例で有害物質とその取扱量を指定している場合がありますので、各地方自治体に確認して下さい。
(例) 東京都の場合：イソプロピルアルコール等P R T R対象外16物質を含む計57物質を対象物質と指定しています。

【対象事業者・事業所に関する事項】

Q11. どのようなSS事業者が対象となるのですか？

A11. マニュアル本文（〇ページ参照）で説明していますように、法律上は、事業者判定基準の3つの要件の全てに該当する場合に対象となります。SS事業者の場合は、実態的には「事業者全体の常時使用する従業員数が21人以上」であるかどうかで判断してください。
一般的には、SSを3か所以上所有する事業者が該当すると思われ、1ディーラー1SSなど使用者（従業員）が少ないSS運営事業者は対象から除かれると思われます。

Q12. 他が所有しているSSを運営委託している場合の届出対象は誰でしょうか？

A12. 指定化学物質を取扱う事業者に届出義務が課されています。この場合には、SSの運営を受託している事業者が指定化学物質の取扱事業者=届出対象事業者となります。

Q13. 「常時使用している従業員数」はどのように把握すればいいのですか？

A13. 常時使用する従業員の数は、事業者ごとに判断するものであり、法の対象業種でない事業（例えば併設しているコンビニ等）に従事する者も常時使用する従業員の数としてカウントしてください。

Q13-1. 「常時使用」の定義は？

A. 次の2つのいずれかの時点で、使用されている（使用されていた）状況で判断してください。
① 当該年度の4月1日時点で、期間を定めずに使用されているか、若しくは1ヶ月を超える期間を定めて使用（嘱託、パート、アルバイトと呼ばれている人も含まれます。）しているかどうか。
② 前年度の2月及び3月中にそれぞれ18日以上使用されていたかどうか。

従業員の詳細定義については、以下のQ&Aをご参照ください。

Q13-2. 本社・支店等の従業員も含めるのですか？

A. Q13-1. の①または②の時点で、本社及び全国の支社・営業所・事業所（SS）等を含めて、全事務所・事業所を合算した従業員数が21人以上であれば事業者の対象となります。

Q13-3. 役員は従業員数に含まれるのですか？

A. Q13-1. の①または②の時点で、役員であっても、一般職員を兼務し、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、常時使用する従業員の数としてカウントします。

Q13-4. 出向職員や派遣職員は従業員数に含まれるのですか？

A. 他社からの出向者・派遣者（前記Q13-3. に該当しない役員は除く。）であっても、当該事業者の事務所（本社・支店・営業所等）・事業所（SS）等で、Q13-1. の①または②の時点で働いている（い

た) 人は、全て従業員数としてカウントされます。(事業所(SS)毎の届出の際にもご注意下さい。)

Q14. 個々のSS(事業所)毎に、第一種指定化学物質の年間取扱量が1t以上(当初2年間は5t以上、特定第一種指定化学物質は0.5t以上)であるかどうかを判断するおおよその基準はありますか?

A14. 対象化学物質毎の石油製品中の比重・液中濃度等から、レギュラーガソリン中のベンゼン、灯油中のキシレンを例に取りますと、1事業所(SS)当たりおおよそ次の受入量が目安になります。

●レギュラーガソリンのベンゼンの場合：1SS当たりの年間受入量が約110kI以上

●灯油のキシレンの場合：1事業所当たり年間受入量が約115kI以上

⇒Q11. で述べたように、SSの販売実態からしてほとんどのSSが上記基準をオーバーすると考えられます。

【排出計算等に関する事項】

Q15. 排出定数、排出係数は年度によって変わるのでですか?

A15. 石油連盟では、必要に応じて、全製油所出荷時における各油種毎の指定対象化学物質(該当されると思われる主な物質)の液中濃度平均値を調査し、PRTとMSDSとの整合性を図っていく予定です。その結果、液中濃度が大幅に変わり、排出係数等に大きく影響する場合には、必要に応じ情報の提供を行う予定です。

Q16. プレミアムガソリンとレギュラーガソリンの一本化はできないのですか?

A16. 本文中のp○の「燃料油の対象化学物質含有率(業界平均値)」で示したように、プレミアムとレギュラーとでは、対象化学物質の含有率に差異が現れます。特に、トルエンについては、プレミアムが20.8wt%、レギュラーが9.1wt%と差異が大きく、一本化はできない状況です。

Q17. 現時点で提供されているMSDSの対象化学物質の含有率が規定量未満であった場合には、排出量の届出を行わなくていいですか?

A17. 本マニュアルでは、SSでの届出手続きを簡便かつ遗漏のないようにするために、業界平均値の含有率でもって一律の排出係数を算定し、それを採用することにしておりますので、流通段階のMSDSの数値に関係なく、本マニュアルでの対象製品・対象物質ごとに届出を行ってください。

【届出方法等に関する事項】

Q18. SS(燃料小売業)以外の業種を兼業している場合の届出はどうなりますか?

A18. 対象業種に該当する全業種を記載して下さい。その際、主たる事業1つを届出様式の一番上の欄に記載して、主たる事業を所管する大臣に届出を行ってください。一方、主たる事業がPRT

R対象業種でなく、S Sを兼業している場合は主たる事業欄に燃料小売業として記入して届出を行ってください。

Q19. 電子媒体での届出書の提出は可能ですか？

A19. 一般的な届出方法（郵送又は持届け）以外に、①ダイヤルアップ方式によるコンピュータネットワーク（「電子情報処理組織」）を使用する方法、②フロッピーディスクやCD-R（「磁気ディスク」）により行う方法も認められています。電子媒体による届出には、諸々の手続き等が必要になりますので、その詳細は窓口の各都道府県にご確認ください。

[その他・不明な点に関する事項]

Q20. ダウンロードができなかった場合等、不明な点があった場合はどうすれば良いですか？

A20. ダウンロードができない場合には、本マニュアルの「問合せ先」にあります全石連事務局へ連絡して下さい。

その他これまでのQ&Aに無い項目など、不明な点がありましたら、同様に本マニュアルの問合せ先、もしくは「各都道府県等のP R T R担当窓口」（参考資料（2））へご連絡ください。